

○内閣府告示第三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第五十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年二月四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年二月二十日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県
- 二 構造改革特別区域の名称 京葉臨海コンビナート活性化特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 市原市及び袖ヶ浦市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） ボイラー及び第一種圧力容器における開放検査周期の延長事業（九一一―一）